附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件別記様式第三十三及び別記様式第三十四に規定する様式は、前項の規定にかかわらず、平成二十二年七月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日　消防庁長官　河野　栄

第三の表中「並びに特定小規模施設用自動火災報知設備」を「、特定小規模施設用自動火災報知設備並びに複合型居住施設用自動火災報知設備」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第五号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月五日　消防庁長官　河野　栄

第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四　複合型居住施設用自動火災報知設備の点検の基準及び点検票　別表第三十四及び別記様式第三十四

別表第三十一1⑻の次に次のように加える。

⑼　関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

別表第三十二1⑸の次に次のように加える。

⑹　関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

別表第三十三の次に次の一表を加える。

別表第34　複合型居住施設用自動火災報知設備の点検基準

1　機器点検

次の事項について確認すること。

⑴　予備電源及び非常電源（内蔵型のものに限り、電源に電池を用いており、かつ、当該電池を非常電源としている場合を除く。）

ア　外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ　表示

適正であること。

ウ　端子電圧（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

規定値以上であること。

エ　切替装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

常用電源を停電状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ　充電装置（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ　結線接続（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

⑵　受信機及び中継器

ア　周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ　外形

変形、損傷等がないこと。

ウ　表示

適正であること。

エ　警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分等がないこと。

オ　電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

カ　スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

キ　ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ク　継電器（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ケ　表示灯

正常に点灯すること。

コ　通話装置

受信機相互間及び発信機等との通話が明瞭に行なえること。

サ　結線接続（自動試験機能を有する複合型居住施設用自動火災報知設備を除く。）

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

シ　接地

著しい腐食、断線等がないこと。

ス　附属装置

火災信号又は火災情報信号が正常に移信でき、かつ、相互に機能障害がないこと。